

## 学校伝染病等に係る登校・登園に関する意見書

氏名

(男・女)

生年月日

年 月 日

- 下記の疾患に罹患したため、学校保健法施行規則第20条にもとづき療養を指示していましたが、伝染のおそれがきわめて少なくなったので、月 日以降の登校・登園が可能であると判断しました。

第1種伝染病  ( ) [伝染のおそれなし]

第2種伝染病

- インフルエンザ (A型・B型) [解熱後2日経過]  
 麻疹 [解熱後3日経過]  水痘 [すべての発疹の痂皮化]  
 風疹 [発疹消失]  流行性耳下腺炎 [耳下腺の腫脹消失]  
 咽頭結膜熱 [主要症状消褪後2日経過]  百日咳 [特有の咳消失]  
 結核 [伝染のおそれなし]

第3種伝染病 [伝染のおそれなし]

- 腸管出血性大腸菌感染症(\*†)  
 流行性角結膜炎  急性出血性結膜炎  
 コレラ  細菌性赤痢  腸チフス  パラチフス

(\*†) 便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとするのが一般的である。

第3種その他の伝染病 [①～④は代表例]

- ① A群溶血性連鎖球菌咽頭炎 (溶連菌感染症)  
 ② マイコプラズマ感染症・異型肺炎  
 ③ 感染性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなどによる)  
 ④ 急性細気管支炎 (主としてRSウイルス感染によると考えられるもの)  
 ( )

- いまだ病名の確定には至っていませんが、下記のような病状から「伝染のおそれなし」と判断できず、現時点での登校・登園は不適切であると判断します。

血液・粘液を含む便 この24時間以内に複数回の嘔吐 原因不明の発しん  
よだれを伴う口内痛・口内炎 発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛  
がんこな咳嗽 唾液腺の腫大

(

)

■ その他の意見：

年 月 日

医療機関名：

診察医師 (診察した医師に限る)：